

宗像 尚郎 殿

2026 年 5 月 29 日
ルネサス エレクトロニクス株式会社
人事・総務統括部 HR Operations Sr Mgr, Human Resources 池田 晃

委 嘱 通 知 書

ルネサス エレクトロニクス株式会社は、貴殿と嘱託契約を締結するにあたり、下記の通り嘱託雇用の条件を通知する。

記

1. 分掌

ハイパフォーマンスコンピューティングプロダクトグループ HPC SoC事業部 SoCソフトウェアイネーブルメント部
Senior Director, Market Research

2. 委嘱業務

- ・Linux の開発マネジメント
- ・社外ロビー活動

但し、業務上必要がある場合は、業務内容につき会社の定める範囲で変更を命じることがある。

3. 委嘱期間

2026 年 7 月 1 日 ～ 2027 年 6 月 30 日（12 ケ月）とする。

但し、委嘱業務の進捗状況により、上記委嘱期間を短縮することもあり得る。その場合には、事前に会社と本人が協議のうえ、期間変更について書面にて合意するものとする。

契約更新の有無およびその判断については以下のとおり。

1. 契約の更新の有無

[有]

2. 契約の更新は次の各号により判断する。

①契約期間満了時の業務量 ②勤務成績、態度 ③能力 ④会社の経営状況 ⑤健康状態

尚、通算で5年を超えて契約更新する場合、有期雇用特別措置法による特例の対象者（定年後引き続き雇用される場合）として、無期転換申込権は発生しない。

4. 勤務条件

(1) 勤務場所：武蔵

但し、業務上必要がある場合は、会社の定める範囲で変更を命じることがある。

(2) 就業時間：8：45 ～ 17：30（平常勤務）

(3) 休憩時間：60 分（昼食時）

(4) 休日：社員就業規則 4 2 条に準ずる。

(5) 年次有給休暇：休暇年度は 1 月 1 日から当年の 12 月 31 日までとし、休暇日数は社員の取扱いに準じて付与する。

定年退職時の残余の休暇日数は、そのまま嘱託委嘱後に引き継がれる。定年退職時の残余の休暇日数のうち、当該年度に付与されかつ当該年度末に残った休暇日数については、翌年度

に繰入れられる。

嘱託社員が請求した時期に年次有給休暇を取得することが、業務の正常な運営を妨げる恐れがある場合には、会社はその時期を変更させることがある。

(6) 年次有給休暇以外の休暇：社員に準ずる。

5. 処遇条件

(1) 月俸：971,370 円（評価による昇降給は行わない）

(2) 賞与：会社業績等を踏まえ、評価の上、賞与を支給する。

尚、賞与テーブルは G 等級の 100%水準相当とする。

(3) LTI：付与済の LTI は、雇用形態の変更に問わず、当社グループとの雇用契約が継続する限り維持され、現行の条件に基づき権利確定される。また、新規の LTI 付与を行う場合がある。雇用契約が更新されず満了となる場合、あるいは雇用期間中に自己都合または会社都合により雇用契約終了となる場合は、株式報酬要項に従い、当該雇用契約終了の日をもって権利未確定分が消失する。

(4) 諸手当：社員と同様に該当する諸手当を支給する。

(5) 退職金：支給しない

6. 解雇に関する事項

(1) 次のいずれかに該当するときは解雇とする。

①自己の都合により解雇を願い出て当社に受理されたとき

②死亡したとき

③委嘱期間が満了したとき

④業務上の都合により当社が契約解除したとき

⑤本人の健康上の理由等で勤務不能と当社が認めたとき

または、休職期間が満了したとき

⑥仕事の能力が甚だしく劣るとき

⑦甚だしく職務に怠慢なとき

⑧勤務成績が甚だしく不良のとき

⑨会社業務の運営を妨げ、または著しく協力しないとき

⑩その他、従業員就業規則の解雇に該当すると当社が認めたとき

(2) 前項により解雇となる場合の予告期間等の取扱いは、法令の定めるところによる。

(3) 解雇にあたって、会社が必要と認めたときは、営業秘密に係わる秘密保持、および個人情報の保護に関する誓約書を提出しなければならない。

7. 健康保険

(1) 1 週の所定実働時間が、社員の 4 分の 3 以上、かつ 1 ヶ月の所定就業日数が社員の 4 分の 3 以上の場合、ルネサス健康保険組合の一般被保険者として継続適用する。

(2) 前項の基準を満たさない場合で、法が定める特定適用事業所に勤務し、かつ次の各号のすべてを満たす場合は、ルネサス健康保険組合の一般被保険者として継続適用する。

①週の所定実働時間が 20 時間以上であること

②契約期間が 1 年以上であること、または契約期間が 1 年未満の場合で、契約書に契約が更新される旨、もしくは更新される可能性がある旨が明示されていること、もしくは契約更新により嘱託社員として通算 1 年以上雇用されていること

③月俸／基本給および諸手当（ただし、時間外、休日労働、および深夜勤務に対する手当、通勤手当、赴任手当、ならびに期末手当を除く）の合計額が、月額 88,000 円以上であること

(3) 前 2 項のいずれにも該当しない場合は、嘱託社員の選択により、次の各号のいずれかに

加入する。

- ①ルネサス健康保険組合の特例退職被保険者制度
- ②ルネサス健康保険組合の任意継続被保険者制度
- ③国民健康保険の退職者医療制度

8. 厚生年金保険

- (1) 1 週の所定実働時間が社員の 4 分の 3 以上、かつ 1 ヶ月の所定就業日数が社員の 4 分の 3 以上の場合、当該嘱託社員は厚生年金保険被保険者となる。
- (2) 前項の基準を満たさない場合で、法が定める特定適用事業所に勤務し、かつ次の各号のすべてを満たす場合は、厚生年金保険被保険者となる。
 - ① 1 週の所定実働時間が 20 時間以上であること
 - ② 契約期間が 1 年以上であること、または契約期間が 1 年未満の場合で、契約書に契約が更新される旨、もしくは更新される可能性がある旨が明示されていること、もしくは契約更新により嘱託社員として通算 1 年以上雇用されていること
 - ③ 月俸／基本給および諸手当（ただし、時間外、休日労働、および深夜勤務に対する手当、通勤手当、赴任手当、ならびに期末手当を除く）の合計額が、月額 88,000 円以上であること

9. 企業年金基金

企業年金基金の加入員とはならない。

10. 介護保険

法による適用除外の場合を除き、介護保険第 2 号被保険者となる。

11. 雇用保険

次の通りとする。

- ① 1 週の所定実働時間が 20 時間以上の者：一般被保険者
- ② 1 週の所定実働時間が 20 時間未満の者：被保険者とはならない

12. 労災保険

労災保険に加入する。

13. 福利厚生

- (1) 団体保険（制度保険）：希望により、団体保険（制度保険）に加入することができる。
- (2) 従業員持株会：希望により、ルネサスエレクトロニクス従業員持株会に加入することができる。
- (3) 財形貯蓄：定年退職日以前から財形貯蓄を行っている者で、かつ本人が希望する場合には、嘱託期間についても継続して加入することができる。
- (4) 寮・社宅：業務上の都合により、会社が必要と認めた場合に限り、寮・社宅の利用を認める。
- (5) 食堂・社員販売：食堂および社員販売の利用に関しては、社員の取扱いに準ずる。
- (6) 弔慰金・見舞金：弔慰金、および見舞金の取扱いに関しては、社員に準ずる。尚、弔慰金の支給にあたって用いる勤続年数については、定年退職以前の期間を通算することとするが、定年退職後において、当社における雇用がない期間がある者については、新たに当社に雇用された日を起算日とする。

14. その他

その他の条件は、マスター嘱託制度規則による。また、週休 3 日・4 日制度が適用される場合は、週休 3 日・4 日制度規則による。

15. 守秘義務

当社の秘密情報及び当社が第三者に対して守秘義務を負う秘密情報を第三者に開示、漏洩、若しくは自ら又は第三者の利益のために使用してはならない。退職又は解雇された後も引き続き同様の義務を負う。

16. 知的財産の取り扱い

本委嘱期間中の当社業務に関連して生じた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の成果及びそれに係る産業財産権、著作権、半導体集積回路の回路設置に関する権利その他の全ての知的財産権（かかる知的財産権を受ける権利を含む）は、当社に帰属するものとする。尚、当社が当社社員を対象に業務上の知的財産権の帰属・取り扱いを定めた当社規則（発明取扱運用規則及び発明補償取扱運用規則等）については、社員に準じて適用するものとする。

17. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

武蔵総務 石川 盛揮

18. 担当部門：所属組織の HR Business Partner

以 上

承 諾 書

年 月 日

ルネサス エレクトロニクス株式会社

人事・総務統括部 HR Operations Sr Mgr, Human Resources 池田 晃 殿

氏 名

2026 年 5 月 29 日付 ルネサス エレクトロニクス株式会社 人事・総務統括部 HR Operations Sr Mgr, Human Resources 池田 晃 発信の「委嘱通知書」の通り嘱託を受諾するとともに「委嘱通知書」の条件についても了解致しました。

以 上